

専用水道の手引き

(2014年7月版)



奈良県地域振興部地域政策課

目次

1	はじめに	1
2	専用水道とは	1
	分類フロー	2
3	届出フロー	3
①	計画段階	
	申請前の協議	4
②	確認申請	
	専用水道の布設工事の確認申請等	4
	布設工事着手を延期する場合	4
	布設工事を中止・廃止する場合	4
	水源の確保	5
	給水量	5
③	設置報告	
	既設の水道施設が専用水道に該当する場合	5
④	着工・竣工	
	布設工事の着工及び竣工	5
⑤	給水開始前届	
	給水開始前届出書の提出	6
⑥	水道技術管理者の設置	
	水道技術管理者の選任	6
	水道技術管理者が行う業務内容	6
	水道技術管理者の資格	7
⑦	立入検査	
	立入検査	8
⑧	給水開始	
	給水開始	8
⑨	維持管理	
	水質検査	9
	登録検査機関	9
	定期の水質検査	10
	臨時の水質検査	10

原水の水質検査	13
水質検査の委託	14
健康診断	15
衛生上の措置	15
帳簿書類の備付け	16
給水の緊急停止	16
施設の点検	17
水質検査計画書の策定	17
水質検査計画書に記載する事項	18
保健所への報告	19
第三者への維持管理の委託	19

⑩ 変更届

記載事項の変更	20
記載事項以外の変更	20

⑪ 改造・更新

改造・更新する場合	20
-----------	----

⑫ 専用水道の廃止

廃止となる場合	20
---------	----

4. その他

お問い合わせ先	21
---------	----

1. はじめに

一般に「水道」と言えば県営水道や市町村営水道が上げられますが、他にも様々な種類があります。その中で、一般の需要に応じて供給するものではなく、100人を超える居住者に必要な水を供給する、又は一日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が 20m^3 を超える寄宿舍、社宅、団地、学校、レジャー施設、療養所等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も、県営水道や市町村営水道と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならないことは言うまでもありません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道の手引き」を参考とし、諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢で臨むようお願いします。

2. 専用水道とは

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいいます。

- 1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- 2 その水道施設の一日最大給水量（人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用のために使用する水量のみ）が 20m^3 を超えるもの。

※ ただし、県営水道や市町村営水道等から供給を受ける水のみを水源とする場合であって、その施設のうち地中または地表に施設されている部分の規模が次に掲げるいずれにも該当するものは専用水道から除かれます。

- ① 口径 25mm 以上の導管の全長が $1,500\text{m}$ 以下のもの。
- ② 水槽の有効容量の合計が 100m^3 以下のもの。または有効容量の合計が 100m^3 を超えるもので、六面点検できるもの。

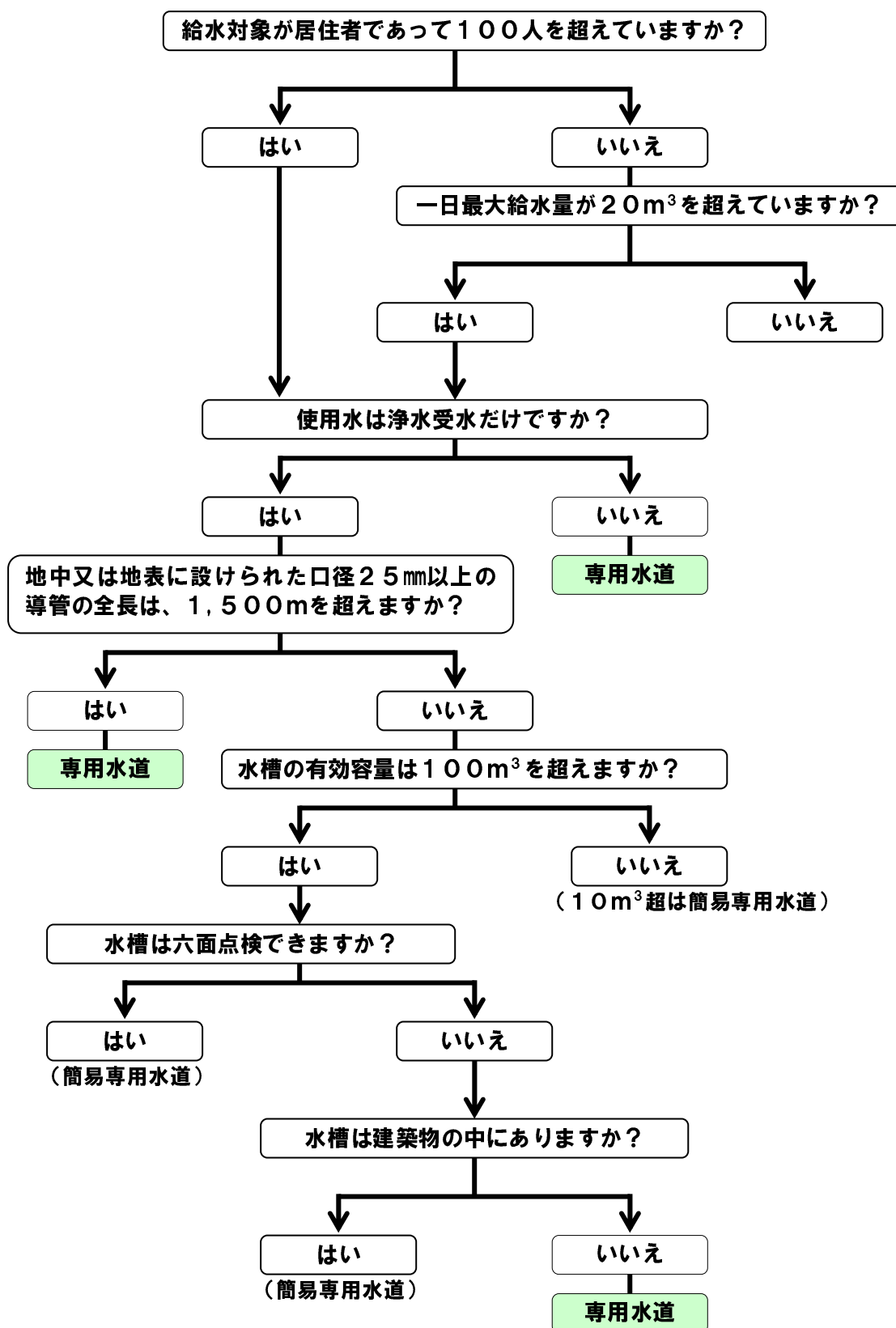
【水道法第3条第6項（用語の定義）】

【水道法施行令第1条（専用水道の基準）】

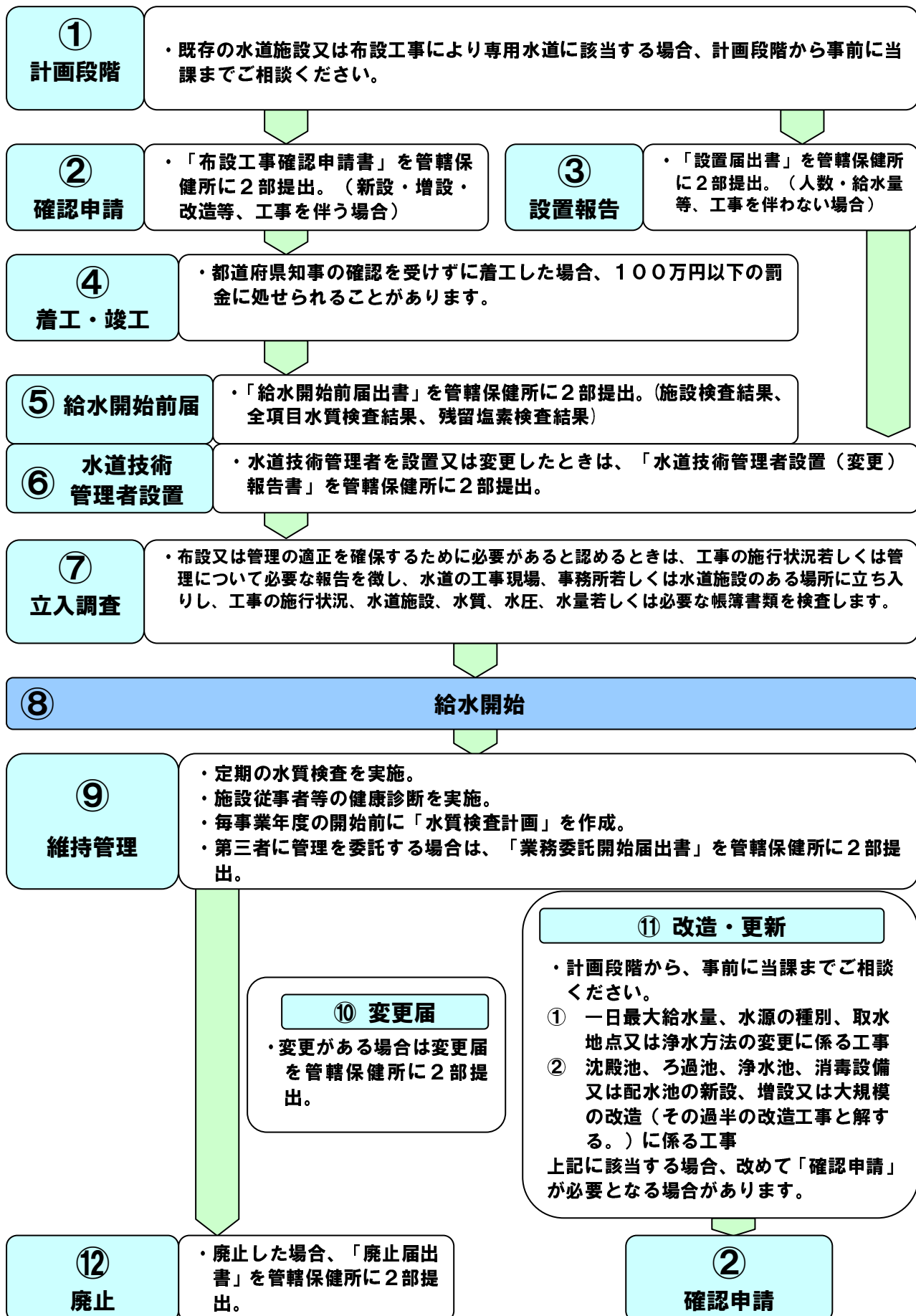
【水道法施行規則第1条（令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）】

※ 専用水道に該当する施設を設置する前に、奈良県知事の確認を受ける必要があります。

分類フロー



3. 届出フロー



① 計画段階

申請前の協議（3. 届出フロー①）

既存の水道施設又は布設工事（新設、増設、改造工事）により専用水道に該当する場合、計画段階から事前に当課までご相談ください。

また、以下の点について検討していただきますようお願いいたします。

- ・給水区域内の未整備区域では、水道事業体の受水を第一に検討してください。
- ・水道技術管理者の業務は多岐に渡るので早めに水道技術管理者を選定してください。
- ・定期・臨時の水質検査、健康診断等の経費等を考慮した設置計画を検討してください。

【奈良県専用水道事務取扱要領第2（確認の申請）】

② 確認申請

専用水道の布設工事の確認申請等（3. 届出フロー②）

水道の布設工事（新設、増設、改造工事）に着手する場合は、水道法第5条に基づく施設基準への適合について、事前に都道府県知事の確認を受ける必要があります。

増設、改造工事とは、専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者100人を超えた場合、一日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超えた場合、又は適用除外基準（P1「2. 専用水道とは」参照）を満たさなくなった場合に限ります。

以上の場合は、「布設工事確認申請書」（第1号様式）を管轄保健所へ2部提出してください。

（申請等の手続は、工事着手時期・給水開始予定日などを考慮し、余裕をもって申請してください。）

確認が取れば、「布設工事確認通知書」を送付します。

【水道法第32条（確認）、第33条（確認の申請）】

【水道法施行規則第53条（確認申請書の添付書類等）】

【奈良県専用水道事務取扱要領第2（確認の申請）】

布設工事着手を延期する場合

「布設工事確認通知書」を受けたが、工事の着手が予定日より長期に延期する場合（概ね6ヶ月以上の延期）は、管轄保健所へご連絡ください。

布設工事を中止・廃止する場合

「布設工事確認通知書」を受けたが、工事に着手せず布設計画が消滅した場合は、管轄保健所へご連絡下さい。

廃止する場合（布設工事を中止し、専用水道とする意思がなくなったときも含む。）、給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った場合や「布設工事確認通知書」を受けた後、工事に着手したが、その工事が取り止めとなったときも管轄保健所へご連絡ください。

水源及び水質の確保

施設の設置にあたっては、需要量に見合う水量・浄水可能な水質を有する水源を確保することが必要です。そのため、確実な水源の水量を調査する必要があり、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可（河川法第23条）が必要なものについては、当該許可水量または許可見込水量を、それ以外の井戸水等の場合については、流量測定、揚水試験等を実施することとなります。また、原水の水質については、水質基準項目（全項目のうち消毒副生成物を除く）等に基づく検査を行い、水質を十分把握した上で飲用水質が確保できる浄水施設の設計を行うことが必要です。

計画給水量及びその他の実施事項等について

- ① 計画給水量は、居住者のいない学校、病院、レジャー施設等では、施設の定員、想定来場者数等を前提として算定した需要量によることとし、合理的に設定したものとします。
- ② 計画給水量と調査した水源の取水可能な最大水量との関係は、合理的に設定したものとします。
- ③ 原水の水質検査は、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、濁水等）を選定し、年1回以上、水質基準に関する省令の表中21の項から31の項まで及び48の項以外について実施して下さい。
- ④ 浄水方法の設計にあたっては、水質検査結果から判明した水質基準を満たさない項目に対応した浄水施設を設置しなければなりません。
なお、基準以内であっても基準値に近接する検査結果が得られた場合は、基準値超過を前提とした施設設計を行うことが望ましいです。
- ⑤ 上記の他、水道施設全般について、水道法第5条に定める「水道施設の技術的基準を定める省令」（H12年厚生省令第15号、以下「施設基準省令」という。）によることとし、細部については水道施設設計指針2012（日本水道協会編）をご参照ください。

③ 設置報告

既設の水道施設が専用水道に該当することとなった場合

（3.届出フロー③）

専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず、給水人口が居住者100人を超えた場合又は一日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超えた場合は、「設置届出書」（第2号様式）を管轄保健所に2部提出してください。

受理ができ次第ご連絡します。

【奈良県専用水道事務取扱要領第3（専用水道に該当することとなった旨の届出）】

④ 着工・竣工

布設工事の着工及び竣工（3.届出フロー④）

「布設工事確認申請書」の確認ができ次第、当課より「布設工事確認通知書」の送付がありますので、その時点から工事の着工に入ることになります。

⑤ 給水開始前届

給水開始前届出書の提出(3. 届出フロー⑤)

専用水道による給水を開始しようとするときは、事前に水質検査51項目（P11、12参照）、施設検査（水道法第5条に定める施設基準）、残留塩素の検査を実施し、「給水開始前届出書」（第6号様式）を管轄保健所に2部提出してください。

※ 水源種別の変更または取水地点の変更であって確認申請を必要としない場合も「給水開始前届出書」の提出が必要な場合があります。

【水道法第34条第1項において準用する第13条（給水開始前の届出及び検査）】

【奈良県専用水道事務取扱要領第6（給水開始前の届出）】

⑥ 水道技術管理者の設置

水道技術管理者の選任(3. 届出フロー⑥)

設置者は、専用水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、水道法施行令第6条又は水道法施行規則第14条で定める資格を有するものであることを確認して選任し、「水道技術管理者設置（変更）報告書」（第7号様式）を遅滞なく管轄保健所に2部提出してください。ただし、町村（町村の組合を含む。）が経営する専用水道の水道技術管理者の資格基準については、町村が定める条例に基づきます。

【水道法第34条第1項において準用する第19条第1項（水道技術管理者）】

【奈良県専用水道事務取扱要領第7（水道技術管理者の設置報告等）】

水道技術管理者が行う業務内容

- ① 水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかどうかの検査
- ④ 定期及び臨時の水質検査
- ⑤ 水道施設の従業員の定期及び臨時の健康診断
- ⑥ 塩素消毒などの衛生上の措置
- ⑦ 給水の緊急停止
- ⑧ 奈良県知事の給水停止命令による給水停止

【水道法第34条第1項において準用する第19条第2項（水道技術管理者）】

水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格は、技術管理者として必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験との総合判断により定められています。

- (1) 水道法における布設工事監督者の資格を有する者（水道法施行令第4条）
- (2) 基礎教育と水道の技術上の実務経験年数から判断される資格を有する者（表1）
- (3) 厚生労働大臣が認定する講習会を終了した者（水道技術管理者資格取得講習）

表1 基礎教育と水道の技術上の実務経験年数から判断される資格

最終学歴／修了・専攻	土木工学		土木科	土木工学以外の工学、理学、農学、医学又は薬学	工学、理学、農学、医学及び薬学以外
	衛生工学又は水道工学	衛生工学及び水道工学以外			
(ア)新制大学大学院	技術経験年数1年以上 【新制大学で衛生工学又は水道工学を修了】 (6か月以上)	技術経験年数2年以上 【新制大学で衛生工学及び水道工学以外の土木工学を修了】 (1年以上)	—	—	—
(イ)新制大学	技術経験年数2年以上 (1年以上)	技術経験年数3年以上 (1年6か月以上)	—	技術経験年数4年以上 (2年以上)	技術経験年数5年以上 (2年6か月以上)
(ウ)旧制大学	技術経験年数2年以上 (1年以上)		—	技術経験年数4年以上 (2年以上)	技術経験年数5年以上 (2年6か月以上)
(エ)短期大学、高等専門学校、旧制専門学校	—		技術経験年数5年以上 (2年6ヶ月以上)	技術経験年数6年以上 (3年以上)	技術経験年数7年以上 (3年6か月以上)
(オ)高等学校・中等教育学校、旧制中等学校	—		技術経験年数7年以上 (3年6ヶ月以上)	技術経験年数8年以上 (4年以上)	技術経験年数9年以上 (4年6か月以上)
(カ) (イ)～(オ)における外国の学校の卒業生	(イ)～(オ)の技術経験年数以上（各年数の1/2以上）				—
(キ)技術士法による上下水道部門合格者	技術経験年数1年以上				
(ク) その他	技術経験年数又は工事経験年数10年以上（5年以上）				

※1 1日当たりの最大給水量が1,000m³以下である専用水道の水道技術管理者の実務経験年数は、それ以外の水道事業者等の1/2になるため、()の年数

※2 ただし、消毒以外の消毒施設を必要とせず、かつ、自然流下のみで給水でき、一日最大給水量が1,000m³以下の専用水道の水道技術管理者は資格の適用が免除されます。（水道技術管理者は置かなければなりません）

※3 毎年、厚生労働大臣の指定機関（日本水道協会）が「水道技術管理者資格取得講習会」を開催

【水道法第34条第1項において準用する第19条第3項（水道技術管理者）、第34条第2項（準用）】

【水道法施行令第6条（水道技術管理者の資格）】

【水道法施行規則第14条（水道技術管理者の資格）】

⑦ 立入検査

立入検査(3. 届出フロー⑦)

1. 以下の場合において、立入検査を行います。

- ① 給水開始前届出書を受理したとき
- ② 設置届出書を受理したとき
- ③ 布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めたとき
- ④ 定期の巡回指導を行うとき

2. 検査内容は、以下のとおりです。

- ① 確認事項 ② 届出事項 ③ 施設整備状況 ④ 維持管理状況
- ⑤ 帳簿書類 ⑥ その他必要と認める事項（給水末端の残留塩素濃度）

検査の結果、管理基準に適合しない場合は「維持管理指導票」（第14号様式）にて指導を行いますので、改善に努めてください。必要に応じて再度立入検査を行い、改善状況を把握します。

【水道法第39条第2項（報告の徴収及び立入検査）】

⑧ 給水開始

給水開始(3. 届出フロー⑧)

上記2の立入検査の結果に問題が無ければ、給水開始となります。

⑨ 維持管理

水質検査(3. 届出フロー⑨)

専用水道により供給する水道水は、直接人が飲用することのできる水質が確保されていなければなりません。また、専用水道の設置者は、専用水道により供給される水が水道法に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために、定期及び臨時の水質検査を行って下さい。原則として設置者自らが必要な検査施設を設けることとされていますが、自己検査ができない場合には、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して検査を行うことが認められています。この場合においても、設置者は水質検査の結果に責任を持たなければならず、当事者間で委託契約を書面により行い、速やかに水質検査が遂行される体制を確立する必要があります。

【水道法第34条第1項において準用する第20条（水質検査）】

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第8項
（定期及び臨時の水質検査）】

登録検査機関

奈良県を、水質検査を行う区域としている水道法第20条第3項により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関については、厚生労働省水道課HP又は当課HPにてご確認ください。

厚労省：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

当 課：<http://www.pref.nara.jp/19689.htm>

定期の水質検査(3. 届出フロー⑨)

1. 毎日検査

色、濁り、残留塩素の3項目(色、濁りの検査は目視観察による)
※土日祝祭日を含む毎日の検査が必要です。

2. 毎月検査(おおむね1ヶ月に1回以上行う検査)

表2に示す1、2、38、42、43、46～51の項目。

3. 3ヶ月に1回以上行う検査

表2に示す3～37、39～41、44、45の項目。

※ 各欄に記載される条件により、合理的に検査対象項目、頻度、検査省略の可否を決めることができます。ただし、1、2、9、10、11、21～25、27～31、38、46～51の項目は、いずれの場合も検査を省略することができません。

※ 水質検査終了後又は検査結果成績書受理後、「水質検査結果報告書」(第8号様式)を遅滞なく管轄保健所に2部提出してください。

【水道法第34条第1項において準用する第20条(水質検査)】

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第1項第一号
(定期及び臨時の水質検査)】

【奈良県専用水道事務取扱要領第8(水質検査の報告)】

臨時の水質検査(3. 届出フロー⑨)

次のとおり供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、基準の表2に示す1、2、38、46～51の項目及び必要と考えられる項目について、臨時に水質検査を行ってください。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水工程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他必要があるとき

【水道法第34条第1項において準用する第20条(水質検査)】

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第2項
(定期及び臨時の水質検査)】

【新訂水道法逐条解説(日本水道協会編)第20条解説】

※ 設置者は検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければなりません。

【水道法第34条第1項において準用する第20条第2項(水質検査)】

表2 水質基準項目等の検査における給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可(注1)	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可(注1)			注3の通り
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可(注1)			不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可(注1)		注2の通り	
12	フッ素及びその化合物				注3の通り
13	ホウ素及びその化合物				注3の通り(海水を原水とする場合不可。)
14	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
15	1、4-ジオキサン				
16	スー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				注3の通り(浄水処理でオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物		概ね1月に1回以上	注2の通り	注4の通り
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可(注1)			注3の通り
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン			注7の通り	不可

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可(注1)	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
42	(4S, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルオプタレン－4a(2H)－オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上(注5)	不可	注6の通り
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤				
45	フェノール類	不可	概ね1月に1回以上	注7の通り	不可
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)				
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができます。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能です。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能です。

注5 概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)

注6 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能です。

注7 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可能です。

【平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知(水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について)】

【平成26年3月31日健水発第0331第6号厚生労働省健康局水道課長通知(水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について)】

原水の水質検査

- 1 原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、渇水等）を選定して、年1回以上、水質基準に関する省令の表中22の項から31の項まで及び48の項以外の項目について実施してください。

ただし、浄水受水のみ及び井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする施設であって塩素消毒のみを行っている施設については、必要に応じて検査を実施してください。

- 2 クリプトスポリジウム等対策として、以下のとおり管理を実施してください。

- ① 浄水受水以外の専用水道施設にあっては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施してください。

- ② 指標菌が検出された場合であってかつクリプトスポリジウム等を除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施している施設については、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施してください。

- ③ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は、3ヶ月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

- ④ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、年1回原水の水質検査（1で原水の水質検査を実施した場合は、当該検査）を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認する他、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行ってください。

【平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について）】

【平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知（水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について）】

【平成23年3月31日健水発0331第1号厚生労働省健康局水道課長通知（水道における指標菌の検査について）】

水質検査の委託

- 1 水質管理を強化するためには、自己検査施設を設けなければなりません、地方公共団体の機関又は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うこともできます。

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることを確認してください。

- 2 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合は、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記してください。

- ① 委託する水質検査の項目
- ② 定期検査の時期及び回数
- ③ 委託に係る料金
- ④ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法（採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法）
- ⑤ 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書）
- ⑥ 臨時検査の実施の有無

- 3 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存してください。

- 4 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認してください。

- 5 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

【水道法第34条第1項において準用する第20条第3項（水質検査）】

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第8項
（定期及び臨時の水質検査）】

健康診断(3. 届出フロー⑨)

水道事業者は、取水場、浄水場又は配水池における維持管理の業務に従事している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければなりません。

1 健康診断の項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等について行ってください。

2 検査の対象

主として、便について行ってください。必要に応じて、尿、血液、その他について行ってください。

3 検査の回数

概ね6ヶ月ごとに行ってください。

4 臨時の健康診断（感染症が発生した場合、発生する恐れがある場合）

健康診断を行ったときは、関係記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存しなければなりません。

【水道法第34条第1項において準用する第21条（健康診断）】

【平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について）】

【水道法施行規則第54条において準用する第16条（健康診断）】

衛生上の措置

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講じなければなりません。

1 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にしてください。

2 1の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じてください。

3 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう塩素消毒してください。

ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上としてください。

【水道法第34条第1項において準用する第22条（衛生上の措置）】

【水道法施行規則第54条において準用する第17条第1項（衛生上必要な措置）】

帳簿書類の備付け

- 1 施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

- ① 給水開始前の水質検査及び施設検査の記録・・・5年間
- ② 定期及び臨時の水質検査の結果・・・・・・・・・・5年間
- ③ 定期及び臨時の健康診断の結果・・・・・・・・・・1年間
- ④ 施設の点検、清掃、修理等の実施記録・・・・・・・・1年間

- 2 図面の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な以下の図面について必ず整備保管しておいてください。

- ① 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- ② 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面

【水道法第34条第1項において準用する第13条第2項
(給水開始前の届出及び検査)】

【水道法施行規則第54条において準用する第15条の10(帳簿の備付け)】

【奈良県専用水道事務取扱要領第11(帳簿の備付け)】

給水の緊急停止

供給する水が、人の健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに管轄保健所に報告し、「緊急停止報告書」(第9号様式)を速やかに管轄保健所長に2部提出することと、給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければなりません。

人の健康を害する恐れがあるとは・・・

- 1 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去するのが困難な病原生物、人の健康に影響を及ぼす恐れのある物に汚染又はその疑いがあるとき。
- 2 浄水後、病原生物、人の健康に影響を及ぼす恐れのある物に汚染又はその疑いがあるとき。
- 3 消毒が不可能なとき。
- 4 工業用水道等に誤接合されているとき。
- 5 水源等に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるようなとき。
 - ① 不明の原因により色、濁りに著しい変化がある場合。
 - ② 臭気及び味に著しい変化がある場合。
 - ③ 魚が死んで多数浮上した場合。
 - ④ 塩素消毒のみで給水している水源でゴミや汚泥等の汚染浮遊を発見した場合。

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。また、断減水が生じた場合はその旨を管轄保健所に報告してください。

【水道法第34条第1項において準用する第23条(給水の緊急停止)】

【新訂水道法逐条解説(日本水道協会編)第23条解説】

【奈良県専用水道事務取扱要領第9(給水の緊急停止の報告)】

施設の点検

専用水道の設置者が行う施設の点検及び検査の機会は、次のとおりです。

- 1 日常及び定期的に、水道施設が施設基準に適合するよう維持されているかどうかの検査
- 2 点検の結果、不備が発見された場合は、設置者は速やかに改善措置を講じなければなりません。
- 3 受水槽、高置水槽等は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

水質検査計画書の策定（3. 届出フロー⑨）

水道法施行規則第15条第6項（同規則第52条及び第54条において準用する場合を含む。）では、専用水道の設置者は、水質検査計画を策定することが求められており、毎事業年度の開始前に策定することとされております。

策定においては、水源の状況、浄水方法及び過去の水質検査実績から、水道法に規定される基準に従い、検査項目、頻度、時期等について決定します。

水道法施行規則には、採水の場所、検査の回数等について具体的に規定されています。この規定に則り、それぞれの水道の水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を立案、文書化してください。計画の様式等は任意とされています。

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第6項及、第7項
（定期及び臨時の水質検査）】

水質検査計画書に記載する事項

水質検査計画書に記載しなければいけない事項は以下のとおりです。なお、水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものですが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて同計画の中に位置付けることが望ましいと考えられます。

① 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の原因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項のうち、特に水質検査計画を策定する上で関係する事項について記載してください。

② 毎日の水質検査及び水質基準項目についての定期的水質検査に関する事項

水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載してください。なお、検査回数を減じようとする場合は、その理由を記載してください。

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第1項第二号、第三号（定期及び臨時の水質検査）】

③ 定期的検査を省略する項目及びその理由

検査の省略を行う場合について、検査を省略しようとする項目について、それぞれその理由を記載してください。水質検査を行おうとする水道において、検査を省略することができる項目について、過去の検査結果が各項目の水質基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水や水源及びその周辺の状況、水道施設の資機材の使用状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には、要件を満たした項目については検査を省略することができます。

しかしながら、水源の状況の変化等が無いことを確認する意味から、省略を行った項目についても概ね3年に1回程度の水質検査を実施することが望ましいと考えられます。

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第1項第四号（定期及び臨時の水質検査）】

④ 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等記載してください。

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第2項（定期及び臨時の水質検査）】

⑤ 水質検査を登録水質検査機関に委託する場合の当該委託の内容

自己検査を実施せずに水質検査を委託する場合には、水質検査の委託先（名称、所在地、緊急時の連絡方法等）や委託する項目等について記載してください。

⑥ その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項

必要に応じ、水質検査結果の評価に関する事項や、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などを記載してください。

【水道法施行規則第54条において準用する第15条第6項、第7項（定期及び臨時の水質検査）】

【厚生労働省健康局水道課HP「水質検査計画の策定」参照】

保健所への報告

次に該当する場合は速やかに管轄保健所に報告してください。

- ① 設置者は、毎月及び臨時の水質検査について、検査終了後又は検査結果成績書受理後、その結果添付し「水質検査結果報告書」（第 8 号様式）を遅滞なく管轄保健所に提出してください。
- ② 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生したとき。
- ③ 立入検査の結果維持管理指導票（第 14 号様式）を受理し、その対応措置が完了したとき。

【奈良県専用水道事務取扱要領第 8（水質検査の報告）、第 13（報告）】

第三者への維持管理の委託(3. 届出フロー⑨)

1 第三者委託の基準

技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を委託すること。
給水装置の管理業務については、給水区域全体の業務を委託すること。
書面による委託契約を行うこと。

2 第三者委託の受託者の要件

受託者の要件として、受託業務を行うに足りる経理的及び技術的基礎を有すること。

3 受託水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格要件と同じ。

【水道法施行令第 9 条（受託水道業務技術管理者の資格）】

4 知事への届出

第三者委託される場合は「業務委託開始届出書」（第 10 号様式）を、委託に係る効力を失った場合は「業務委託失効届出書」（第 11 号様式）を、委託内容に変更がある場合は「業務委託変更届出書（第 12 号様式）」を遅滞なく管轄保健所に 2 部提出してください。

【水道法第 34 条第 1 項において準用する第 24 条の 3（業務の委託）】

【奈良県専用水道事務取扱要領第 10（業務委託開始の届出等）】

※ 水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合であっても、最終的な責任は専用水道設置者にあります。

【新訂水道法逐条解説（日本水道協会編）第 24 条の 3 解説】

※ 技術上の業務であっても布設工事の監督業務は委託できません。

⑩ 変更届

布設工事確認申請書の記載事項の変更(3. 届出フロー⑩)

専用水道の設置者の住所・氏名（法人又は組合にあっては、所在地及び名称）、水道事務所の所在地に変更があった場合、「記載事項変更届出書」（第3号様式）を速やかに管轄保健所に2部提出してください。

【水道法第33条第3項（確認の申請）】

【奈良県専用水道事務取扱要領第4第1項（変更の届出等）】

上記以外の変更(3. 届出フロー⑩)

記載事項以外の内容に変更が生じたときは、「変更報告書」（第4号様式）を遅滞なく管轄保健所に2部提出してください。

※上記以外の変更とは、専用水道の名称、給水区域等の変更になります。

【奈良県専用水道事務取扱要領第4第2項（変更の届出等）】

⑪ 改造・更新

改造・更新する場合(3. 届出フロー⑪)

次に該当する施設の改造・更新を行う場合は改めて「確認申請」が必要となる場合がありますので、計画する段階で当課までご相談ください。

- ① 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- ② 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造（その過半の改造工事と解する）に係る工事

⑫ 専用水道の廃止

廃止となる場合(3. 届出フロー⑫)

廃止と判断される場合は以下のとおりです。

- ① 施設を廃止する場合
- ② 給水対象居住人口の減少により、専用水道に該当しなくなったとき
- ③ 一日最大給水量の減少により //
- ④ 施設の変更等により //

以上の場合は、「廃止届出書」（第5号様式）を管轄保健所に速やかに2部提出してください。後日、管轄保健所が現地確認を行う場合があります。

【奈良県専用水道事務取扱要領第5第1項（廃止の届出）】

4. その他

お問い合わせ先

専用水道について、詳しくは当課又は管轄保健所にお問い合わせください。

名称	専用水道 管轄地域	代表電話及び FAX	所在地
郡山保健所	山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	(衛生課) TEL : 0743-51-0193 FAX : 0743-52-6095	〒639-1041 奈良県大和郡山市満願寺町 60-1
葛城保健所	上牧町 王寺町 広陵町 河合町	(衛生課) TEL0745-22-1701 FAX0745-23-8460	〒635-8505 奈良県大和高田市大中 98-4 高田総合庁舎 1F/2F
桜井保健所	川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村	(衛生課) TEL : 0744-43-3131 FAX : 0744-46-3597	〒633-0062 奈良県桜井市栗殿 1000
吉野保健所	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村	(衛生課) TEL : 0747-52-0551 FAX : 0747-52-7259	〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住 15-3
内吉野保健所	野迫川村 十津川村	(地域生活課) TEL : 0747-22-3051 FAX : 0747-25-3623	〒637-0041 奈良県五條市本町 3 丁目 1-13

※県内各市内に設置の専用水道については、各市担当課にお問合せください。

各市担当課及び連絡先については、下記の当課HPでご確認いただけます。

<http://www.pref.nara.jp/19689.htm>



奈良県地域振興部地域政策課

〒630-8501 奈良市登大路町 30



県域水道推進係 0742-27-8489

メール : water@office.pref.nara.lg.jp